

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)  
酒田市監査委員 進 藤 晃  
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
松山スキー場 平田スキー場	特定非営利活動法人 まちづくり net 松山	教育委員会 スポーツ振興課	5月10日～ 6月30日	6月6日
眺海の森 外山ロッジ		地域創生部 交流観光課		
眺海の森 天体観測館 松山歴史公園		教育委員会 社会教育課		

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

##### 【指摘事項】

利用料金の承認手続について（特定非営利活動法人まちづくり net 松山）  
（教育委員会スポーツ振興課）

松山スキー場、平田スキー場の利用料金について、松山スキー場の本市在住の中学生及び高校生のシーズン券は市長の承認を得ているが、その他酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）に規定された通常の使用区分に係る利用料金の承認手続が行われていない。

利用料金については、設置管理条例第 17 条第 2 項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり適正に行うこと。

区分経理の整理について（特定非営利活動法人まちづくり net 松山）

酒田市眺海の森天体観測館の管理に関する包括協定、酒田市松山歴史公園の管理に関する包括協定、酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）の第 31 条で、支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとして規定されているが、指定管理業務の専用口座のほか団体自体の口座を使用していたため、事業報告書に添付された収支決算書と指定管理業務の専用口座の残高が一致しておらず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

包括協定及び指定管理者の管理運営に関する仕様書にのっとり、指定管理業務等の実施に係る支出及び収入は、専用口座により資金の管理が可能か検討すること。また、指定管理業務等に係る支出及び収入の関係書類は、区分経理ごとに整理すること。

契約事務の状況について（特定非営利活動法人まちづくり net 松山）

酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場及び眺海の森外山ロッジの管理に関する包括協定第 24 条に規定されている事業報告書等を確認したところ、指定管理業務の再委託結果報告書において、契約金額と請求金額が一致しないもの、記載がされていない契約、受託者から実績報告が提出されていないものがあつた。

契約事務については、契約締結、実績報告の確認、委託料の支払いまで適切に事務処理を行うこと。